

令和3年第7回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和3年7月7日 午後2時57分  
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和3年7月7日 午後2時57分  
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和3年7月7日 午後4時02分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、  
高田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第19号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第20号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第21号 公共工事に関する農地の一時利用届出について

報告第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

議案第16号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第17号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第19号 非農地証明願いについて

農政

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：皆さん、こんにちは。時間が若干早うございますが、全員お集まりですので始めていき  
たいと思います。よろしくお願いします。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、  
ただいまから令和3年第7回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、1番委員の真鍋委員さん、9番委員  
の八尋委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。

資料につきましては、先般来、お送りした分で行いますので、よろしくお願いします。

それでは、1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第19号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願い  
いたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□、外1名。届出地、□□外19筆。地積は、田2万  
5,334平米、合計2万5,334平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方、よろしくお願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

じゃあ、2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく同法施行規則第53条第5号、及び農地法第4条第1  
項第8号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたしま  
す。

報告第20号、議案書のとおり届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市石崎一丁目1-1、筑紫野市長、藤田陽三。相手方、筑紫野市□  
□、□□、外2名。届出地、□□外3筆。地積は、田225.37平米、合計225.37平米。契約内容は  
売買。届出の理由は、適用条項第53条第5号、市道の拡幅工事です。

番号2番、届出者、小郡市□□、□□。届出地、□□。地積は、田166.51平米、合計166.51平  
米。適用条項は第29条第1項1号、農業用倉庫の設置です。

以上です。

○議長：本件について……。

○委員：1番の□□の市道拡幅、これは1級、2級、3級とか市道がありますよね。これは市が買収して造ってやるのですか。

○事務局：この市道は、既存の市道の拡幅ということになります。ただ、1級か2級かというところは、申し訳ございません、市道の認定番号は、こちらに資料がなかったものですから何とも言えないんですけども。市道に関しましては、もともとある分の拡幅ということですね。

○委員：負担金とかが出ましよう、2級とかになったら。

○事務局：市道は道路管理者がするものですから、負担金はないです。

○委員：いや、ありますよ。市道拡幅。負担金があるというふうな話を……。

○事務局：負担金というのは、どこのですか。

○委員：市道を拡幅したら、建設課でしょう。それで、用地買収はしないんですよ、工事だけをするんですよ。

○事務局：契約内容は売買になっていますので、移動があると思いますが。

○委員：売買なら、買上げてやるということですね。

○事務局：買収という形で。

○委員：買上げ。

○事務局：はい。

○委員：分かりました。

○事務局：ですから、名義もまた変わってくるみたいですが、市のほうに。

○委員：負担金があるときがあるんですよ。土地の買収の関係者だけで金出すときの。

○事務局：要望があったときか何かのですかね。

○委員：要望はしないといけないでしょう、どうせ。

○議長：市が認定されれば、負担金はないはずですが。例えば、自分たちが言って、用地まで用意して、してくれというお願いをすれば、その用地代は自分たちが負担というのはあり得るかもしれないですね。

○委員：あるんですよ。

○事務局：それは地域のあれじゃないですかね。

○委員：市道ですよ。

○事務局：地域の、何と申しましょうか、寄附するから造ってくれという部分と……。

○委員：件数が少ないとですよ。市道は市道ですよ。それで、土地代は関係者で出してあるんですよ……。まあ、いいです。

○事務局：市の場合は、もう寄附か売買しかないからですね。

○議長：いいですか。

○委員：はい、いいです。

○議長：何かありましたら、維持課のほうなり私たちのほうに御相談ください。

ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第21号、議案書のとおり、農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、外2名。届出地、□□外4筆。地積は、田1,848.28平米、合計1,848.28平米。届出内容は資材置場です。利用期間は、令和3年7月12日から令和3年8月31日まで。用排水処理は該当なし。受付月日、令和3年6月11日。

今回の案件につきましては、5月に報告させていただいた案件です。当初3か月で事業完了という計画でございましたが、約1か月半延びるということで、改めて届出を行っていただいたものです。今回、一時利用ということになりますので、工事期間が終わりましたら農地へ復旧ということになっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第22号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外7筆。地積は、田613.6平米、畑427.3平米、仮換地649平米、合計1,040.91平米。届出内容、転用目的は駐車場。工事期間も施工済みとなっております。開発許可の要否は不要。受付月日、令和3年5月31日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

議案第16号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

2件ありますので、まず、1番につきまして、□□番委員の□□委員さん、よろしくお願いたします。

○委員：番号1番の譲受人、筑紫野市□□、□□。1万865平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外2筆。地積は、田1,037平米、畑886平米、合計1,923平米です。契約内容は売買、相手側の要望です。

これは、後ろの地図に載っておりますように、□□号線の通りのところですが、ちょうどJRと□□線がクロスしているところのちょっと□□寄り側です。これは□□が持ってきたんですけども、現在、□□がここを買い取るというところですが。

○議長：よろしいですか。

○委員：あとは異常なしです。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりです。

3条の要件を確認させていただきますと、先ほどありましたとおり、譲受人の利用状況というのは約1万平米所有されています。主に水稻ということで、全ての農地の利用状況は良好で、取得後におきましても効率的に耕作をされるというふうに思われます。また、営農状況ですが、作業歴、日数等からも、今後も常時従事すると思われます。

申請地につきましては、水稻の作付ということで周辺の支障はないというふうに思われます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑、意見のある方、よろしくお願いたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番につきましては、□□番委員の□□委員さん、よろしくお願

いたします。

○委員：2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。4万4,238平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、田2,588、畑509、合計3,097平米となっております。申請地移動の内容、相手方要望。契約内容、贈与となっております。

説明しますと、□□さんは、現在、作付が、田がWCS 4万2,000平米、野菜が2,000平米、果樹・野菜が3,335平米の農業経営をされております。農機具は、コンバイン2台、トラクター8台、田植機1台、乗用管理機1台を持っておられます。

この内容は、ちょうど地図が出ております。8ページ、9ページに見取図が出ております。□□のほうから上がっていきますと、□□に行く裏道ですかね、本道じゃなくて裏道のほうに行く道です。□□の部落の中を通っていく道沿いに、この農地がございます。その農地は、イノシシの害で何もできないという状態で、現在は人に頼んで草を切っております。それで、もう管理をされなくなったから、□□さんにもらってもらえないだろうかという要望があって、□□さんがもらえるように、後を管理しますよという形になりました。

何をされますかという、果樹を植えますと。その場所はとってもイノシシが多くて、運動会をしているそうなんです。やられるかも分かりませんが、一応、果樹を植える予定ですという説明がございます。

○議長：よろしいですか。

○委員：以上です。

○議長：ありがとうございます。

じゃあ、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容については□□委員さんから説明いただいたとおりです。

説明にあったとおり、農作業の機械等々の状況から、今後も効率的な耕作を行うというふうに思われます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○推進委員：□□さんと□□さんは、親戚ではないわけですか。全くの他人ですか。

○委員：□□さんは、新しくもらえるところです。

○事務局：御関係はないです。

○委員：□□の方が相続でもらって、何もできないという形で、手をつけ切らないと。だから、後をずっと管理をしていくのもお金もかかるし、大変だから□□さんにもらってもらえないだろうということで、□□さんが、じゃあ後を受けますよという形で受けられました。贈与という形

になります。

○議長：一応、他人さんだけど贈与でされるということですね。

○委員：はい。管理も自分でされるということです。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、10ページをお開けください。

議案第17号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

2件ございますので、まず1番のほうから行きます。1番について、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしく申し上げます。

○委員：番号1番、申請者、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑229、合計229平米。申請内容、貸し駐車場。構造規模、盛土、整地。工事期間、施工済み。農地の区分、第一種。開発許可、不要。用排水処理は、承諾書添付。都市計画区域は、市街化調整区域です。

後ろの11ページの地図を見てもらって、網かけの黒いところが□□で、その東側に□□公民館が□□であります。そもそも、この駐車場にしてあるところはもともと畑だったんですが、父親の方が30年ぐらい前に、その地の北側の□□、□□、ここが□□という鉄工所なんですけど、ここの社員さんの駐車場で地上げされていたということです。それで、申請人さんが相続されて、結局、農地転用が無届出であったということで、始末書を提出して、こういう申請をしておられます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりです。

農地区分が、今回、地図を見ていただいても分かるとおり、10ヘクタール以上の広がり第一種農地というところで、原則許可できないところなんですけど、今回の目的が、先ほど説明いただいたとおり、隣接する事業者さんが業務上必要であるということで、例外的に許可ができるという案件でございます。

今回、もう工事自体が施工済みということで、事後申請という形で、始末書につきましても添付がなされております。

申請地につきましても、工事ありませんので、特に設置等の費用は発生いたしません。また、水利承諾につきましても、特に条件も付されていないという状況です。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方お願いします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

じゃあ、2番に移ります。2番につきましては、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いします。

○委員：番号2番、申請者、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑36平米、合計36平米。申請内容、転用目的、農業用倉庫。構造規模、木造平屋建て。工事期間、施工済み。審議事項として、農地の区分、第一種。それから、開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域。

第一種の農地区分で、本来できないんですけど、1回これは農業委員会のほうにこの案件については出されているんですが、実際できないところにもう既に施工してありますので、県の始末書が添付をされております。

6月16日に現場立会いをいたしまして、道路ができているところもありますけど、地図のページが13ページ。ちょっと見にくうございますけど、□□小学校が真ん中にございまして、その東側に見取図というのがあります。14ページに詳細の、□□というところがその部分でございますが、道路拡幅もこのようになされておりますが、ほとんどこの辺が第一種農地でございます。

この中で、今回、4条申請ということになっております。実際に手続上、農地法の許可申請をしてから倉庫建築というのが順番なんですけど、そこがちょっとできてないということについて、本人の始末書がありますので、許可申請をお願いしたいというところでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足等ありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明をいただいたとおりでございます。

14ページの地図を見ていただきたいんですが、今回の申請地、網かけ部分が今回の申請地です。

この四角、半分ちょっと重なっていますが、四角で囲んでいるのが農業用倉庫というものです。

今回の申請ですけれども、昭和63年頃、土地改良事業の関係で、この網かけの右側が道路になるんですが、ここが造られたことによって、その右の農地と分断されたような形で農地が残ってしまったと。見ても分かる通り、その申請地、残った部分、□□に関しては、ちょっと小規模で、形もちょっと不整形という形で農耕作業ができないことから、左の網かけ、左の住宅地と同じ高さに整地をして、農業用倉庫を造ったという経過がございます。今回に関しても、事後の申請ということになります。

補足は以上です。

○議長：ありがとうございました。それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

○委員：□□さん自体の農業の状況というのは、どんなふうなんですか。

○委員：今は農業はしてないんじゃないかと思います。

○委員：してないのに農業用倉庫ですか。おかしくないですか。

○委員：その当時は農業してあったと思います。当時……、結構もう大分たっておりますものね。

○推進委員：もう30年以上はたってるでしょうね。

○委員：30年以上はたっておりますけど、そのときはしておられたと思います。

○推進委員：農地整備があったときに、道路がばんと農地の中にできたんですよ。その頃は、じゃあ、道路ができたから、こっちからこっちが田んぼでこっちからこっちが宅地だねと、暗黙の了解でそういうふうになっていたらしいです。ほんの少しなので。そうしたら、ちゃんと調べてみたら、まだ農地になっていたと。そういうことが分かって、今回、ここに出しておられる。

○委員：だから、道路のときにその手続をしていたらよかったんですけど、もうどうしようもないような農地になってしまったのが現実です。

○委員：それは分かります。うちも1坪だけ残っているところもありますから。

○委員：そういう事情で、まだ農地のままになっていたものだから。

○委員：じゃあ、当時はしっかりしてあったということですね、いろいろ。

○委員：そうです。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

15ページをお開けください。

議案第18号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

2件ございまして、1番から行きます。1番につきまして、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：番号1番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□九州支店理事支店長、□□さん。譲渡人、筑紫野市□□、□□さん。申請地、□□。地積、田836、合計836平米。転用目的、現場事務所、駐車場。契約内容、賃貸借。構造規模、軽量鉄骨造2階建て。工事期間は、令和3年8月25日から9月17日まで。審議内容につきましては、農地区分、第二種。資金、自己資金100%。開発許可、不要。用排水路については条件付。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

ここは、今の□□のほうに上ってこられたらお分かりかと思うんですが、道も広げているんですけど、その中で、今、筑後川から通っているトンネルを新たに掘るということで、そこの事務所になるような形で、ここのちょうど□□の□□寺の入り口、ゴルフ場に行く橋の1個手前の橋のところの道沿いです。その隣が自宅になります、こちらの事務所。そういう形で貸されたということでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりです。

今回の申請でございますが、農地の利用に関しましては工事期間のみということになりますので、工事が完了次第、農地へ復旧するという形になります。現場事務所につきましては、建築面積約150平米の2階建ての建物が設置されます。

被害防除といたしましては、のり面に防草シートを敷き、建物、隣の民家からはちょっと離れた感じ、緩衝地を設けて事務所を設置するという計画になっております。また、隣の農地に影響する箇所につきましては、高さ約2メートルの防護柵を設けまして、土砂流出等の被害が起きないように計画をされておまして、水利承諾の要件につきましても、被害防除計画のとおり施工してくださいという条件が付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方。

○委員：□□のほうも道が広がっているんですか。

○委員：はい、広がっております。広がっているところは部分的ですね。要するに中央線が

ないところ、□□寺の入り口のところを御存じですか。あそこの辺りが広がって、今度はゴルフ場の入る道の前後が広がるという形です。工事車両や大型車両が通るといことで、地元要望で拡幅工事という形で、それが終われば基本的に作業が入りますので、その工事事務所ということですが、

○委員：全部は広くはならないんですか。

○委員：そうです。ちょうど橋の曲がり角です、川の横。あの辺りは、もう立ち退きとかありますが、あの辺りは広くなりません。

○議長：よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

20ページをお開きください……。失礼しました。2番がありました。

2番に行きます。2番につきまして、□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひします。

○委員：番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑34平米。申請内容、転用目的、敷地拡張。契約内容、贈与。構造規模、現況のまま利用。審議事項、農地区分、第一種。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域。

場所としては、先ほども□□さんのありましたけど、18ページ、先ほどの□□さんと一緒なんですけど、18ページの次の19ページをちょっと。先ほども□□、その上です、□□。もともと農地のところに道路ができて、この部分が取り残されているような形になっているんですが、これも今、畑になっております。

ただ、□□さんと□□さんは兄弟関係で、□□さんの弟が□□さんということになります。敷地拡張ですので、今もう住宅地が□□の敷地が□□さんのところになっているものですから、今、□□さんの名義になっているところを□□さんに変えるということで、敷地拡張ということになっております。

今回については、道路の事情もありますけども、30年前の部分でもありまして、こういうふうな形で4条申請、今回の場合は、これは□□さんですので、5条申請という形でございますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明をいただいたとおりです。

譲受人、譲渡人の方は御兄弟ということで、19ページの地図を見ていただくと、もともと細い長い1筆の農地でした。もともとは一つの土地。一つの土地で譲渡人の方の御名義だったんですが、先々、将来的なところを考へて整理しておく必要があるということで、分筆を行ひまして、今回、譲渡人の方へ贈与という形で整理をするということでの申請です。

内容については以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。内容は先ほどとほぼ一緒ということですね。そういうことでございます。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行ひます。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次の20ページをお開けください。

議案第19号、非農地証明願に関する件を議題といたします。4件ございまして、1番から順番に行きますので、よろしくお願ひします。

まず、1番につきまして、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願ひします。

○委員：番号1番、申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地籍、畑218。申請内容、当該地は昭和60年より駐車場用地として利用のため、現況は雑種地となっている。

場所ですけど、21ページ、22ページ、22ページのほうがいいですけど、見てもらったら、先ほど農地転用申請をお諮りしたところ□□で、ここの駐車場に入るために□□の敷地を経由して入っているような状況です。昭和60年ですから、もう三十何年前からそういう使い方をされてあって、息子さんが相続されて初めてこういった、書類上というか、表に出てきたような格好になっております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりです。

すみません、一つ修正をお願いしたいのが申請内容で、当該地は昭和60年より駐車場用地としてというところで、そこに、農業用倉庫とございますので、農業用倉庫及び駐車場用地としての利用ということで修正をお願いいたします。

ということで、すみません、こちら、農業用倉庫が建設ということで、実は平成5年に施行規則のほうで届けがあっている内容でございまして、届出を出していただいたにもかかわらず、地目上、農地として残ったままということで、今回、登記簿を整理するため、地目変更を行うために非農地証明ということで申請が上がったものです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番につきまして、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いします。

○委員：2番、申請人、名古屋市□□、□□。申請地の表示、□□。地籍、畑2,286平米。当地は平成10年より耕作放棄地となっております。そのため、竹やぶや木が立っておりますので、そこが耕作放棄地となっております。非農地証明をお願いしたいということです。

□□さんは、お父さんが亡くなられて相続されて、もう財産そのものをだんだん周りの方に分けられて、あとここだけが残ったということでした。そこも近くの方が耕作していただいていたんですけども、耕作される方も年を重ねられて、できなくなったからということで、手前のほうはちょっとよかったんですけど、奥のほうはもうイノシシが入って、何も入れるような状態ではございませんでした。

地図がございます、23ページ。入り口も車が入っていけない状態なんです。鶴の首みたいに細く、リアカーがどうにか入っていくような状態でした。奥のほうもぐっと回るけども入れない状態で、奥はもう入っていかれない状態でございました。これを非農地にしたいということでございます。

○議長：よろしいですか。ありがとうございました。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にありません。

○議長：本件につきまして、質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番に移ります。3番につきまして、□□番委員の□□委員さん、説明方お願いいたします。

○委員：番号3、申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地籍、畑1,196平米。申請内容、当該地は平成元年より耕作放棄地となっている。現況は山林となっているということでございまして。

6月13日に□□推進委員と現場を見に行っただけですが、昔は確かに畑を作っておられたと。水路もちゃんとあります。しかしながら、現在、杉林になっております。今度、間に入っておられる方が、この□□さんは今、御存命ですかということと言ったら、今現在、御存命であると。もう自分の後が心配なので、もう農地じゃないので非農地証明をしていただいて、売買するなり、贈与するなり、相続するなりという部分も併せて、その状態にしておきたいということでございまして、□□推進委員とも話をして、これはもう非農地証明をするに値するということでございます。

以上です。御審議をよろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足等ありましたら。

○事務局：補足はありません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。ようございませうか。

(なし)

○議長：それでは、ございませうようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、4番につきまして行います。4番について、□□番委員、□□委員さん、説明方お願いいたします。

○委員：4番、申請人、太宰府市□□、□□。申請地、□□外一筆。地積、畑662平米。申請内容につきましては、該当地は昭和54年から耕作放棄地となっていて、現在はもう山林というような形になっております。

ここは、□□の一番上のほうで、山の麓でもうイノシシが飛んだり跳ねたりしている場所です。それこそ、もうにっちもさっちもいかない状態ですので、地目変更という形で非農地証明書をお願いしますということです。ここは本当、□□はどこでも出てきますけど、ここは本来、□□の牧場からちよろちよろっと下りてきたところですので、もうどうしようもないところですね。よろしくをお願いします。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：補足は特にありません。

○議長：それでは、本件に対して質疑、意見等ある方、よろしくをお願いします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、一応、農業委員会分の中では、今の提出分は終わりました。あと、農政議案が残っております。

○推進委員：その前にいいですか。

○議長：どうぞ。

○推進委員：非農地証明が今、どんどん出てきてますけども、耕作放棄地がほとんど非農地になって数字が出てきてますよね。

○議長：全部ではないですね。

○推進委員：まあ、全部ではないけども。だけど、今、年に1回、見に行っているじゃないですか、農業委員さんと。そうしたら、ほとんど耕作放棄地です。もう山に近い側ところはほとんど耕作地。あと10年、20年したら非農地になるんですか、申請すれば。

○議長：ですから、ちょっとここら辺を少し皆さんにも議論していただく必要があると思うんです。

○推進委員：放っておいたら、そのうち非農地になるんだなと思っていいんですか。それじゃいけないでしょう。

○議長：こういうふうにはばばらに上がってきますと、この非農地証明が相当増えそうな気もするんですよ。議案としても非常に大変なことです。逆にこちらから、これはどうしようもないよというやつもありますので、それはもう判断つけられるところがあると思います。中には、これはやっぱり元に戻してほしい、そういったところもございますので、農地パトロールのやり方をちょっと考えて、少しその辺もどうかしたらいいのかなという考えもちょっとございます。

ですから、これをどういうふうにするかはまた早い機会に話し合って、やっていきたいと思いますが。

○推進委員：早く手をつければ、また農地に戻るというところがあるでしょう。もうこれ、10年も20年もたったら完全な非農地ですよ。放っておいたほうがいいのかと、普通、一般的にはそう思うからですね、ちょっと今、お尋ねしていたんですけど。

○議長：農地面積も減りますから。それが必要なところもございましょうし、農地として残すべきところもございますので、ちょっとそこら辺は十分に検討しながらしていかなければいけないと思っています。

どうぞ。

○委員：非農地証明が出たら、その後の地目というか、そういうのはもう山林になるんですか。

○議長：それは、本人さんがどういう……、現況が山林であれば当然、山林でしょうけど、雑種地もあり得ると思います。課税がどういうふうになっているかもあるかもしれません。

○委員：じゃあ、もう本人さんしか分からない。

○議長：課税は現況でかけてあるはずですから。

○委員：税目で見たら雑種地が多いよ。

○議長：山の中は山林でしょうけど。

○委員：山の中は山林でしょうね。

○議長：場所によっては雑種地がございましょうけど、結構、税率が高くなるので。

○委員：雑種地になったら高いもんね。

○委員：山林に戻すには、今は鹿が食べるんですよ、植えてもすぐに。だから枯れてしまうんです。原野とか、そういう人もいないじゃないですか。

○議長：地目についてはちょっと、私たちがどうこの指示は簡単にはできないんです。

原野も山林も、税金的にはそう変わらないでしょう。

○事務局：はい。税金的には。

○委員：原野と変わらないですか、山林は。

○議長：雑種地になると違いますね。

○委員：固定資産税ですか。

○議長：はい。

○事務局：そうですね。山林と農地は、それほど変わらないのかなと思いますけど。

○委員：雑種地は高いと思いますよ。

○事務局：雑種地はもう。

○委員：高いんですか。

○事務局：はい、なれば。

○推進委員：すみません、28ページの□□の下側の□□は何ですか。これは、何でここにあるのかなと。前の説明は□□でしょう。

○議長：外1筆が。

○推進委員：外1筆のやつですか。外1筆が□□ですか。

○議長：はい。

よろしいですかね、そういうことで御理解いただけると。

では、今、言っていただきました非農地の関係、ちょっと時間をいただきながら、皆さんで…  
…。

○推進委員：ちょっと要らんこと言いましたけど、どうもそんな感じがするからですね。このままでいいんだろうかと思って。

○議長：それと、農業委員会としても、こういうふうにならなくて上がってくると、まだまだ増えていく可能性もありますので、ちょっと整理するべきところが必要だとは思っています。皆さんのお手数を煩わせる分も多分にありましようから。

それでは、今の件につきましては、今後ちょっと検討しながら、皆さんと再検討させていただいて、どういう方向に持っていくかをやっていきたいと思えます。非農地証明自体はやってまいりますので、よろしくお願ひします。

それでは、農政議案のほうに移りますので28ページをお願いいたします。

農政議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしくお願ひします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、鐘江義広。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、畑。台帳面積、491平米。農振区分は農用地でございます。法律関係は売買。利用目的は畑。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、いずれも令和3年7月26日となっております。

本件につきましては、売買の1件、筆数といたしましても1筆、面積491平米の売買に関する所有権移転に関する件でございます。

本件につきましては、5月にお諮りした案件のものでございます。機構が一旦買い受けまして、最終的な担い手であります□□さんのほうにあっせんを行い、所有権移転をするものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○崎議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。それでは、農業委員会をここで閉じたいと思います。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和3年第7回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまです。